

社会福祉法人 楓葉の会
役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人楓葉の会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事で法人職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の役員に対し一人あたり報酬総額は、年間50,000円以内とする。

- 2 法人の評議員に対し一人あたり報酬総額は年間30,000円以内とする。
- 3 この法人の役員および評議員の報酬は、別表「役員および評議員等の報酬」に定めるとおりとする。

(理事長業務手当)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設運営のために業務にあたった場合は、1か月につき80,000円を支給することができる。

理事長業務手当	1か月につき80,000円
業務日	毎週2日(月曜日と木曜日)
業務時間	9:00~17:00
業務内容	決裁業務及び業務調整等法人および施設運営のための業務

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、楓葉の会旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年5月31日(評議員会の議決日)から施行する

別表 「役員および評議員等の報酬」

会議等	対象者	1回あたり
理事会・評議員会等出席	理事、監事、評議員	5,000円
評議員選任解任委員会	評議員選任解任委員	5,000円
監事監査等への出席	監事	10,000円
第三者委員活動	第三者委員	10,000円